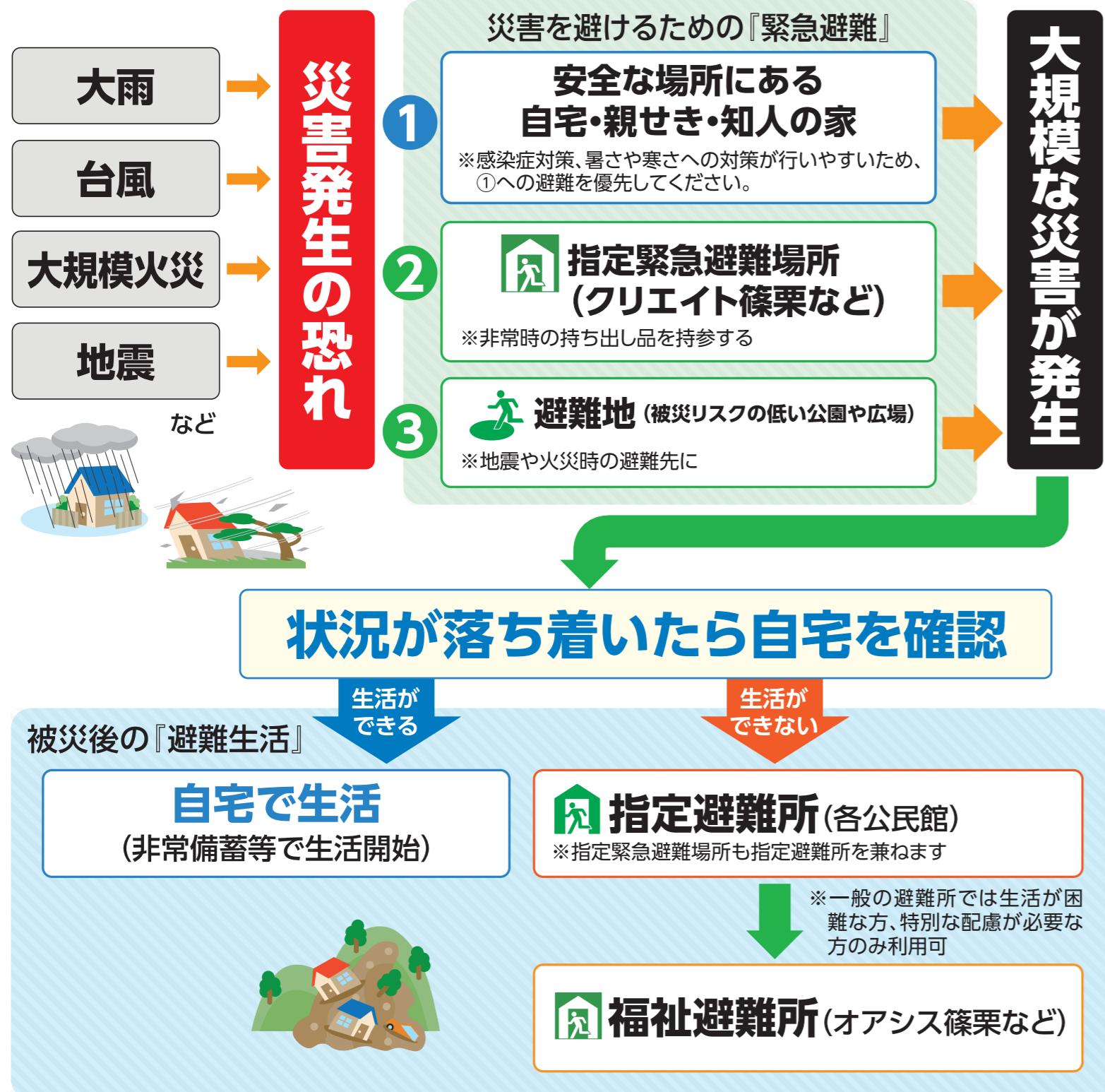


【避難について考える】

避難の流れと避難先

災害を避けるための『緊急避難』と被災後の『避難生活』



★避難所生活では

避難所の運営は町や地域の方々によって行われます。避難をしている人も自宅が無事だった人も、ボランティアとして積極的に運営に関わってみましょう。

〈避難所生活の心得〉

- 周囲の方への思いやり、周囲の方からの思いやりを大切にしましょう。
- 困った人がいたら、積極的に声をかけていきましょう。
- 避難所で決められたルールや役割を守りましょう。



【避難について考える】

避難場所一覧



指定緊急避難場所(第1次開設)

- 気象警報(大雨、洪水)が発令された場合には、自主避難場所として開設します。
- 町が警戒レベル3(高齢者等避難開始)以上を発令した場合は、一番初めに受け入れ態勢を整えます。

名称	住所	掲載ページ
クリエイト篠栗	中央一丁目9-1	20・21 24・25

指定緊急避難場所(順次開設)

- 町が警戒レベル3(高齢者等避難開始)以上を発令した場合に順次開設します。
- 町立の3つの体育館の受け入れ態勢が先に整います。
- 指定緊急避難場所の開設状況は、町ホームページや防災メール、テレビのデータ放送(NHK総合)などで提供します。

名称	住所	掲載ページ
合併50周年記念体育館	中央四丁目18-16	25
町民体育館	尾仲681-1	24
社会体育館	津波黒498	20
名称	住所	掲載ページ
篠栗小学校	篠栗5026	25
萩尾分校	萩尾640-1	28
勢門小学校	尾仲671	24
北勢門小学校	津波黒497	20
篠栗中学校	中央三丁目3-1	25
篠栗北中学校	津波黒498	20

指定避難所(各公民館)

- 大災害などの後、家に戻ることができないときに避難生活を送る施設です。
- 行政区(自主防災組織)によっては、共助活動の一環として、災害発生の恐がある場合の緊急避難場所として、開設される施設もあります。(詳細は各区にご確認ください)
- 避難所の運営は、避難者(地域住民)が協力して行うこととなります。定められたルールを守ること、助け合いの精神で協力し合うことが円滑な運営に大切となります。

福祉避難所

- 高齢者や障がい者、乳幼児がいる方などで、通常の避難所での生活に支障がある方専用の避難所となります。
- 福祉避難者への受け入れには準備が必要なため、一旦通常の避難所などで待機をいただく場合があります。
- 福祉避難所への避難を希望する場合は、災害対策本部(篠栗町役場)または各避難所へご相談ください。(状況によっては受け入れできない場合もあります)

開設順	名称	住所	掲載ページ
1	オアシス篠栗	中央一丁目9-2	20・21
2	社会教育総合センター	金出3350-2	22・26・29

避難地

- 被災リスクの低い公園施設や広場など、町内の23か所を指定しています。
- 災害(特に地震や火災時)などが発生した場合の緊急避難を行う場所として設定しています。
- 避難地の場所の詳細は、各マップページを参照してください。